

國學院大學学術情報リポジトリ

〔書評〕 塩川哲朗著 『古代の祭祀構造と伊勢神宮』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐野, 真人, Sano, Masato メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000493

〔書評〕

塩川哲朗著

『古代の祭祀構造と伊勢神宮』

佐野真人

本書は、著者が國學院大學に提出した博士論文をもとに上梓した、日本古代の祭祀構造の解明に迫るものである。まずは、書評の慣例にならない内容を概観するため、目次を見ておきたい。

序章 本書の目的と方法

第一部 古代国家祭祀の構造

第一章 古代祈年祭の祭祀構造

第二章 月次祭・新嘗祭班幣の構造

第三章 広瀬龍田祭の祭祀構造

第四章 相嘗祭の祭祀構造と古代神社祭祀の基本形態

第二部 古代伊勢神宮の祭祀構造

第一章 古代伊勢神宮祭祀の基本構造

第二章 古代神宮「日祈」行事の一考察

第三章 古代御饌殿祭祀の基礎的考察

第三部 古代神祇伝承と古典的解釈の研究

第一章 「みこともち」と「よさし」に関する基礎的考察

第二章 「高橋氏文」にみえる「よさし」の論理

補論 西田長男の「みこともち―よさし」論

終章 古代祭祀の基本構造

本書は序章において、その目的と方法について簡潔に述べられた後に、三部構成によつて古代の祭祀構造について明らかにしようとするものである。第一部では七世紀以降に形成された「神祇令」祭祀の中でも、祈年祭・月次祭（班幣）・広瀬龍田祭・相嘗祭を取り上げてその祭祀構造を分析し、第二部では古代伊勢神宮祭祀を考察、続く第三部では『古事記』『続日本紀』『延喜式祝詞』に類出する「みこともちて」「よさし」という語についての考察を行い、本書全体を通じて、国家祭祀と在地祭祀の古代における基本構造、古代祭祀の旧態や本来の在り方を解明しようとするものである。以下、各章ごとに内容を見てゆくこととする。

第一部第一章では、古代の律令祭祀の中でも代表的な国家祭

祀である祈年祭について取り上げる。戦後の祈年祭の研究に大きな影響を与えた岡田精司氏の、祈年祭を代表とする律令祭祀が服属儀礼、または神祇統制の要素をもつという視角が継承されてきた研究状況の中にあつて、小倉慈司氏の班幣制度は実効性に乏しく強制力を伴わないものであり、統制・服属を目的としたものとは言えないという指摘を受け、祈年祭の創始について、神祇統制以外の理由を探り、成立の背景を再検討する。祈年祭の儀式次第や祝詞の構造を分析し、祈年祭の目的は全国の神々に幣帛を頒布することであり、国家により選定された祝部により奉仕されるもので、国家機構内で完結する祭祀であること、在地の既存の祭祀・行事とし連動しておらず、各神祇の統制・服属、ないしは正当性の宣布といった要素はきわめて薄く、在地における既存の祭祀・行事は国家祭祀と別構造で併存していたと指摘する。

第一部第二章では、月次祭・新嘗祭の班幣祭祀の構造を、伊勢の神宮における実態と合わせて考察する。著者は先行研究において問題と考えられる点は、朝に行われる班幣（国家祭祀）と夜の天皇親祭との祭祀構造の差異に注意が払われておらず、祈年祭班幣と月次祭班幣、新嘗祭班幣のそれぞれの位置づけが不明瞭であることを指摘する。新嘗祭班幣は、祈年祭・月次祭

班幣とは目的が異なり、天皇の新嘗が行われるにあつての班幣行事であつたことが祝詞の内容から想定され、祈年祭は春に全官社への幣帛奉納を目的として設定された律令国家祭祀であり、月次祭は祈年祭より規模を縮小し、六月と十二月に畿内を中心として官社に幣帛を奉納することを目的としていたとする。また、天皇親祭で神今食に対応すると考えられる神宮月次祭と、神祇官での月次祭が連動していないと考え、天皇の神今食と月次祭班幣も連動したものではなかつたと推測する。それは神今食が、令制以前からの御饌供進儀を引き継いだ祭祀であるのに対し、月次祭班幣は律令国家形成期に創出された班幣祭祀であることから、淵源・祭祀構造・目的がそもそも異なつていたことを指摘する。

第一部第三章では、天武天皇朝までに成立したと考えられる広瀬龍田祭の祭祀構造について、先行研究において共通する両祭が豊穰祈願のために行われたこと、両社の立地が大和国の豊穰と相関していること、天武天皇・持統天皇朝の神祇政策の一環として形成されたことは是認しているが、他の律令祭祀、特に広瀬龍田祭と同じ豊穰祈願を目的とした祈年祭との比較に関しては、未だ問題が残っているとす。祭祀の構造の分析から、広瀬龍田祭が朝廷によつて創始され、朝廷の直轄的な祭祀・神

社であったこと、祈願対象が大和国の作物であることに由来して、祭場への遣使方式を採用していたことが理解され、神祇官内での全国班幣で完結する祈年祭とは、祭神・祭場・方式に違いが存在したことを指摘する。その上で、一律的な幣帛の頒布とは異なる形態をとる理由は、祭祀の目的が大和国の公民の作る作物の豊穰に特化していることに着目し、大和国の公民の生産が豊穰となることは国家全体の公民の生活を潤すだけでなく、国家の安寧と直接相関するという発想に基づき、生業を基礎として国家が形成されていることを明瞭に示していると結論付ける。

第一部第四章では、相嘗祭は天武天皇朝に設定された祭祀であり、畿内の神社を対象として国家から新穀・荷前を諸神に奉る「嘗」祭であったことは間違いなかつた上で、相嘗祭の祭祀構造が国家による幣帛の供進と神社側での祭祀によって構成されている点について、国家祭祀の主体はあくまで国家であるにもかかわらず、神主を介在させた国家祭祀として設定したのかを検討する。そして相嘗祭は、伊勢の神宮における神嘗祭と天皇親ら行う宮中新嘗祭に准じ、大和中心の有力小社に設定された「嘗」祭として、古くよりヤマト王権と近接してきた神々に新穀を醸造した酒と荷前とを奉ることで国家の安泰を導く

としたものと想定し、近代的な律令国家を形成するにあたり、朝廷近隣の伝統的な神祇の靈験は無視できない観念であったとする。また、祭祀の形態が、朝廷からの直接の「奉幣」、あるいは幣帛を頒布する「班幣」の形式を取らずに、各神社の奉仕者を神主として執行させたのは、各神社とその奉仕者の直接的な結びつきに国家が介入することはないというのが古代祭祀の基本であり、各氏族の祭神は各氏族が祭るものであるとされていたことが理由であると結論付ける。

しかし、国家が直接「奉幣」も、祝部を介しての「班幣」をしなかつたことが、各神社と奉仕者（奉斎者）との関係に国家が介入しないことが古代祭祀の基本であるとするならば、第一章で述べられていた祈年祭の「班幣」は、国家が選定した祝部によって奉仕させるというものであるから、第四章の論理で考えれば、国家が各神社に直接介入しているということにはならないのだろうか。古代祭祀の基本とあるからには、律令祭祀すべてに亘って同じ論理が適用できるか否かを検討しなければならぬ。筆者の理解不足かもしれないが、祈年祭「班幣」は祝部が奉仕することにより、国家機構内で完結する祭祀であり在地の祭祀とは連動はしていないが、在地の奉仕者にかわって国家が直接祭祀を行っているといえるのではないだろうか。その

点は、もつと慎重に律令祭祀全体を通じて、同じ視点から祭祀の構造を検討する必要がある。

また、第一部では取り上げられていない神祇令規定の祭祀には、鎮花祭・神衣祭・三枝祭・鎮火祭・道饗祭・神嘗祭・鎮魂祭がある。この中で神衣祭・神嘗祭については第二部に関連し、鎮花祭・三枝祭については藤森馨³氏の研究があることから除外されたものと推測する。鎮火祭・道饗祭・鎮魂祭については、在地の祭祀とは特段の関連も無いことから除外されたのかもされないが、神祇令に規定された律令祭祀の全体像をとらえるためにも、今後さらに検討されることを期待したい。

第二部第一章では、『延暦儀式帳』（皇太神宮儀式帳）と『止由気宮儀式帳』（総称）を基本テキストとして、古代伊勢神宮祭祀について恒例祭祀を中心に、その構造を明らかにしようとする。神宮においては、三節祭と神嘗祭への例幣のみが天皇祭祀であり、それ以外の祈年祭や月次祭（班幣）幣帛の奉納、神衣祭などはあくまでも国家側の祭祀と認識され、三節祭とは一線を画すものであったと指摘する。そして神宮祭祀の本体は、禰宜以下の在地奉仕者による朝大御饌・夕大御饌にあり、彼らの御饌奉仕を前提として全体と神宮の祭儀が形成されていったと考える。

第二部第二章では、古代の神宮における「日祈」行事について考察を加えている。「日祈」行事については、いくつかの先行研究は存するものの、これを構造論的に分析した論はほぼ無いと言ってよい状況である。内宮における「日祈」行事が四月（笠蓑奉獻）、六月（夕御饌の際に糸を奉獻）、七・八月（大神宮司からの幣帛を受けて執行される）などが存在するが、六月の夕御饌の際に奉獻される糸は、禰宜や内人の自給的な生産に基づいて供出されるものであり、そこに大神宮司が関与することは基本的にはないと指摘する。しかし、著者も分析されているように、『延暦儀式帳』に見られる「日祈」行事では、幣帛の調進については、内宮は奉仕者自らが幣帛を調進するもの、大神宮司より材料を受けて奉仕者が調進するもの、大神宮司より材料を受けた幣帛を奉るもの、外宮は大神宮司より材料を受けて調進するもの、大神宮司より受けた幣帛を奉るものがある。本章では、六月の「日祈」行事に限って結論を出されているが、大神宮司より材料を受けて調進、あるいは大神宮司よりの幣帛を奉る事例を含めて、総合的に「日祈」行事を考察する必要があるのではないだろうか。

第二部第三章では、『延暦儀式帳』から古代の神宮における御饌殿の祭祀について考察を加える。止由気宮（外宮）は御饌

殿の存在がその中核となっており、毎日天照大御神に御饌を奉仕するためにその存在が生まれたことを実証し、御饌殿の祭祀は朝大御饌・夕大御饌と同様に、在地居住者の生業の中で収穫された物を奉るといふ古代祭祀の初源的形態が見出せるとする。そして、御饌殿の祭祀が止由気宮（外宮）の第一の目的であり、各物忌もそのために成立したのであるから、『止由気宮儀式帳』において、三節祭の朝大御饌・夕大御饌に大物忌・御炊物忌の奉仕（＝御飯の弁備）が存在しないと、その理由を指摘する。

第三部第一章では、『古事記』『続日本紀』『延喜式祝詞』などで頻出する、「みこともちて」「よさし」という語について、それぞれ独立した氏族が集まってクニとしての共同性を持つには大王が必要な時代に、大王の正統性が、大王の系譜と天つ神からの天下統治の委託の語りとしてあらわれるようになり、その文節的な社会を結合していたのは実際に話されたことばを負い持つ「みこともち」であると考察する。「みこちもち」の場は祭儀の場と考えられ、神と人との対面性を前提にし、そこから人と人が対面して祭祀・儀礼を行い、「ことばをかたる」という中に「もこともちて」「よさし」の淵源が発見されると指摘する。

第三部第二章では、『高橋氏文』における「よさし」の使用例と『高橋氏文』の史料性について、『高橋氏文』の認識は、神に奉る御饌がその神によってもたらされたというものであり、古代祭祀における神への貢納と神からの恩恵が循環的に人々の生業（農業や漁業など）の中で機能していることを示し、神を祭ることと生業を務めることが表裏一体で不可分な構造になっていることが看取されるとする。そして、大化前代に膳氏に委任されたといわれる御食への奉仕とは、天皇が御食を供献する対象である皇祖神の天つ神と一体となって奉仕することが記述され、これは「よさし」の論理であり、この令制以前からの精神をもつて高橋氏は天皇祭祀に供奉してきたと指摘する。

第三部の補論では、神道史を長年にわたって研究されてこられた西田長男氏の「みこともちて」と「よさし」に対する解釈と、西田氏の学問研究について考察する。西田氏の「みこともちて」「よさし」の解釈は研究史上に価値があるが、その形成と西田氏の学問の背景について考察することは、これからの神道史研究において重要な役割を占めると指摘する。

終章では、本書を通じて著者が述べてきた古代国家祭祀と神社祭祀との二重構造、古代国家祭祀の淵源とその目的、古代伊勢神宮祭祀の基本構造と祭祀の旧態、古代祭祀の基本構造につ

いて改めてまとめられている。

いずれの指摘も残された限りある文献から検証されている。戦後の歴史学界において神祇令に規定された律令祭祀は、朝廷による神祇統制、あるいは各氏族の服属儀礼と考えられることが多かった。これは戦後の政治的イデオロギーの問題とも関わるであろうが、祭祀の構造を丹念に分析することにより、国家の祭祀と在地の祭祀の二重構造になっていることが明らかになのである。その点において、本書は改めて古代祭祀の二重構造の様子を実証しているといえよう。ただし、二重構造という結論が先走すぎる箇所もあるが、今後もさらに検討をつづけ、古代祭祀の実像を明らかにされることを期待したい。

以上、内容紹介に終始した感が強く、書評の責務を果たしたとは到底言えないが、本書が古代祭祀の構造にせまる基本文献であるとともに、日本古代における祭祀・儀礼研究を今後も推進し発展させてゆくためには必読の書として、多くの人々が手にされることを期待してやまない。また、著者の意に反する誤読や筆者の理解不足の記述もあるかもしれない、著者の寛恕をお願いしたい。

(A5判、三七一頁、吉川弘文館、二〇一八年十二月発行、
一二〇〇〇円＋税)

注

- (1) 岡田精司「律令的祭祀形態の成立」(『古代王権の祭祀と神話』所収、塙書房、昭和四十五年)、同「古代における宗教統制と神祇官司」(『古代祭祀の史的研究』所収、塙書房、平成四年、初出は昭和四十五年)。
小倉慈司「延喜神名式「貞」―「延」標柱の検討―官社の数量的変遷に
関して―」(『延喜式研究』八、平成五年)、同「八・九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三・三、平成六年)、同「律令制成立期の神社製作―神郡(評)を中心に―」(『古代文化』六十五・三、平成二十五年)。
(3) 藤森馨「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」(『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』所収、吉川弘文館、平成二十九年、初出は平成二十年)。